

令和3年6月 富士宮市教育委員会定例会 議事録

1 日時 令和3年6月16日(水) 午後1時28分～午後2時40分

2 場所 市議会第2委員会室

3 出席者 教育長、教育委員及び説明のための事務局職員

4 日程

第1 会議録署名委員の指名について

第2 教育長報告

第3 議第18号 富士宮市民体育館長寿命化工事(建築工事)請負契約の変更について

第4 議第19号 令和3年度6月補正予算について

第5 議第20号 富士宮市教育委員会事務局の職員の試験に関する規則の一部を改正する規則制定について

第6 議第21号 富士宮市指定天然記念物の指定について

第7 議第22号 富士宮市指定天然記念物の指定について

第8 議第23号 富士宮市生涯学習委員会委員の委嘱について

第9 議第24号 富士宮市立図書館協議会委員の委嘱について

5 会議内容

第1 会議録署名委員の指名について

第2 教育長報告

・学校行事の実施状況

最初に、学校行事の実施状況、現時点での修学旅行等の宿泊を伴う行事と、それから運動会についてまとめさせていただきました。赤字の部分が未実施ですけれども、黒字の部分は自然教室、それから修学旅行は実施済みになります。

次が、運動会の実施状況です。黄色い部分が既に実施済みの学校で、それから黒い部分についてはこれから、ほとんどが秋になりますけれども、このような予定でということで報告を受けています。

・GIGAスクール構想の進捗状況

2点目はGIGAスクール構想で、児童生徒1人1台端末が導入されましたけれども、6月11日付けということで実施状況、進捗状況についてまとめていただきましたので、また見ていただきまして、詳細については学校教育課の指導主事が担当になりますので、色々と聞いていただければと思います。

・市内全体研修会の開催

それから、市の全体研修会について、例年ですとそれぞれの学校に集まるという形で授業参観を

中心にして行うのですけれども、今年はコロナ禍ということと、リモートによる実施が可能になったということで、両方合わせて今年は市内全体研修会をリモートによって初めて実施させていただきました。また、それに関わってこのような成果と課題があるということで、これも学校教育課のほうでまとめていただきましたので、見ていただけたらと思います。

・新型コロナウイルス感染状況

それから、最後にコロナの感染状況ですけれども、富士宮市が安定しているのと同じように、学校も今のところ大きなクラスター等も発生していないということで、落ち着いた状況になります。本日も特に昨日と大きな変化はありません。発熱以外の症状等の数も減っておりますので、このままあと1か月、安定すれば1学期のほうはほぼ充実して、子供たちも先生方も過ごしていけるのかなと考えています。

第3 議第18号 富士宮市民体育館長寿命化工事(建築工事)請負契約の変更について
(教育長)

それでは、議案の審議に入ります。

「日程第3、議第18号 富士宮市民体育館長寿命化工事(建築工事)請負契約の変更について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

(スポーツ振興課)

それでは、議第18号 富士宮市民体育館長寿命化工事(建築工事)請負契約の変更について御説明を申し上げます。

本契約は、昨年9月の教育委員会定例会及び市議会定例会において議決をいただいておりますが、このほど工事施工中に判明した劣化箇所に対応する追加の工事が必要となったことから上程させていただくものであります。

それでは、契約内容について御説明いたします。次ページを御覧ください。第2項、変更理由は、新たに確認されたひさし部分の劣化箇所等の修繕による増額が必要となったためであります。続きまして、第3項、契約の金額、変更前2億8,897万円、変更後2億9,254万5,000円。第4項、契約の相手方については変更ございません。

以上、よろしく御審議の上、御決定をお願いいたします。

(教育長)

それでは、説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたらお願いします。よろしいですか。

(「なし」の声)

(教育長)

それでは、質疑なしと認めます。質疑が終了しましたので、議第18号について採決をします。本案は原案のとおりで御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(教育長)

御異議なしと認めます。よって、議第 18 号は原案のとおり可決されました。

第 4 議第 19 号 令和 3 年度 6 月補正予算について

(教育長)

次に、「日程第 4、議第 19 号 令和 3 年度 6 月補正予算について」を議題とします。
事務局から提案理由の説明を求めます。

(教育総務課)

それでは、議第 19 号 令和 3 年度 6 月補正予算について説明申し上げます。

令和 3 年度 6 月補正予算教育委員会分を御確認いただきたいと思います。それでは、1 ページになります。歳入になります。今回の補正につきましては、下段になりますけれども、9,988 万 8,000 円の減額で、補正後の合計額は 13 億 253 万 6,000 円になります。

続いて、歳出になります。2 ページをお願いします。歳出は 1 億 5,157 万 3,000 円の減額で、補正後の合計額は 52 億 539 万 4,000 円になります。

それでは、各課別に主な内容について説明いたします。初めに、教育総務課です。内容としましては、井之頭中学校校舎の耐震補強工事に係る事業費について、歳入歳出予算の減額補正でございます。これは、国の令和 2 年度補正予算を受けて、令和 2 年度 2 月補正予算で事業を前倒しで実施するために措置した事業費の減額となります。

それでは、歳入、3 ページをお願いします。15 款国庫支出金、中学校費補助金 2,008 万 8,000 円の減額、22 款市債、中学校事業債 7,980 万円の減額となり、歳入合わせて 9,988 万 8,000 円の減額となります。

次に、4 ページをお願いします。こちらは事業費になります。歳出、10 款教育費、工事請負費 1 億 5,259 万円の減額となります。

続きまして、文化課です。5 ページをお願いします。歳出、10 款社会教育費、委託料 101 万 7,000 円の増額となります。これは、令和 4 年 1 月から放送される大河ドラマ「鎌倉殿の 13 人」のゆかりの地である曾我兄弟関連の場所などの案内板の更新及び内容の修正に係る委託料の増額となります。

最後に、債務負担行為補正といたしまして 6 ページを御覧ください。これは、学校教育課で行う校務支援システムの運用支援委託につきまして、令和 4 年度から令和 8 年度までのネットワーク費用やシステム補修について、長期継続契約として債務負担行為を計上するものです。

以上、議第 19 号 令和 3 年度 6 月補正予算についての概要であります。よろしく願いをいたします。

(教育長)

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたらお願いします。よろしいですか。

(「なし」の声)

(教育長)

それでは、質疑なしと認めます。質疑が終了しましたので、議第 19 号について採決をします。本案は原案のとおりで御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(教育長)

御異議なしと認めます。よって、議第 19 号は原案のとおり可決されました。

第 5 議第 20 号 富士宮市教育委員会事務局の職員の試験に関する規則の一部を改正する規則制定について

(教育長)

次に、「日程第 5、議第 20 号 富士宮市教育委員会事務局の職員の試験に関する規則の一部を改正する規則制定について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

(教育総務課)

議第 20 号 富士宮市教育委員会事務局の職員の試験に関する規則の一部を改正する規則制定について説明申し上げます。

本案は、富士宮市教育委員会事務局職員採用試験申込書の改正となります。

それでは、資料の 3 枚目をお願いいたします。こちら、新旧対照表に沿って説明をさせていただきます。改正点は 3 つとなります。1 点目は、自筆での記入を求める文言の削除です。これは、採用試験の申込みの電子申請化に対応するためです。

2 点目は、学歴欄の中学校からの記入を求める旨の削除です。これにつきましては、出身地の特定による差別を排除するという狙いがございます。また、必要な学歴につきましては、試験職種に応じて 4 枚目に記入注意書がございますけれども、こちらに記載をさせていただきます。

3 点目は、受験に際しての留意事項の欄の追加です。これは、試験会場において障害等配慮の必要な方を事前に把握するために設けさせていただきました。なお、教育委員会事務局での試験による職員の採用につきましては、昭和 56 年の学校用務員以来ございません。しかし、今後教育委員会で試験により職員を採用する可能性も考慮し、市長部局の職員の試験に関する規則の改正に合わせて、今回の改正を行うものです。

以上、よろしく御審議のほどお願いをいたします。

(教育長)

それでは、説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたらお願いします。よろしいですか。

(「なし」の声)

(教育長)

それでは、質疑なしと認めます。質疑が終了しましたので、議第 20 号について採決をします。本案は原案のとおりで御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(教育長)

御異議なしと認めます。よって、議第 20 号は原案のとおり可決されました。

第 6 議第 21 号 富士宮市指定天然記念物の指定について

(教育長)

次に、「日程第 6、議第 21 号 富士宮市指定天然記念物の指定について」を議題とします。事務局から提案理由の説明を求めます。

(文化課)

それでは、議第 21 号について説明させていただきます。

本件は、令和 2 年 12 月 21 日に富士宮市教育委員会から諮問いたしました田貫湖のハコネグミについて、令和 3 年 5 月 25 日に開催されました富士宮市文化財保護審議会において、富士宮市指定天然記念物として指定することが適当と答申されましたので、富士宮市文化財保護条例第 32 条第 1 項の規定により、富士宮市指定天然記念物に指定しようとするものです。

指定書のほうを御覧ください。種別は天然記念物、樹木です。名称は、田貫湖のハコネグミ。続きまして、指定調書の指定理由欄を御覧ください。ハコネグミは、フォッサマグナ西遠地域に固有の植物相であるフォッサマグナ要素に属し、富士、箱根、伊豆地方に分布が限られる地域固有種であります。環境省及び静岡県レッドデータブックでは、共に絶滅危惧種Ⅱ類に分類されます。

本県指定に係るハコネグミは田貫湖に生育するもので、地域を特徴付けるとともに、ハコネグミとしてはまれに見る大木であることから、市の天然記念物に指定し、その保護を図るものです。

御審議をよろしくお願いいたします。

(教育長)

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声)

(教育長)

質疑なしと認めます。質疑が終了しましたので、議第 21 号について採決をします。

本案は原案のとおりで御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(教育長)

御異議なしと認めます。よって、議第 21 号は原案のとおり可決されました。

第 7 議第 22 号 富士宮市指定天然記念物の指定について

(教育長)

次に、「日程第 7、議第 22 号 富士宮市指定天然記念物の指定について」を議題とします。事務局から提案理由の説明を求めます。

(文化課)

続きまして、議第 22 号について説明させていただきます。

本件は、議第 21 号と同じく、富士宮市文化財保護審議会に諮問いたしました田貫湖のアシタカツツジ群落について、富士宮市指定天然記念物として指定することが適当と答申されましたので、富士宮市文化財保護条例第 32 条第 1 項の規定により、富士宮市指定天然記念物に指定しようとするものです。

それでは、指定書を御覧ください。種別は、天然記念物、樹木、名称は田貫湖のアシタカツツジ群落です。指定調書の指定理由欄を御覧ください。アシタカツツジは、フォッサマグナ西遠地域に固有の植物相であるフォッサマグナ要素の典型例とされるもので、愛鷹山、十里木、田貫湖、天子ヶ岳に分布が限られる地域固有種です。環境省のレッドデータでは、絶滅危惧種Ⅱ類、静岡県 of レッドデータでは準絶滅危惧種に分類されております。

本県指定に係るアシタカツツジ群落は、田貫湖の南西域に生育するもので、ヤマツツジとの交配を免れ、残存した群落であることから、市の天然記念物に指定し、その保護を図るものです。御審議よろしくお願いいたします。

(教育長)

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたらお願いします。よろしいですか。

(「なし」の声)

(教育長)

それでは、質疑なしと認めます。質疑が終了しましたので、議第 22 号について採決します。本案は原案のとおりで御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(教育長)

御異議なしと認めます。よって、議第 22 号は原案のとおり可決されました。

第8 議第23号 富士宮市生涯学習委員会委員の委嘱について

(教育長)

次に、「日程第8、議第23号 富士宮市生涯学習委員会委員の委嘱について」を議題とします。事務局から提案理由の説明を求めます。

(社会教育課)

それでは、議第23号 富士宮市生涯学習委員会委員の委嘱について御説明いたします。

本案は、令和3年6月30日までの任期満了に伴う富士宮市生涯学習委員会委員の改選であり、富士宮市生涯学習委員会設置条例第3条第2項の規定に基づき、委員を委嘱するものです。

内容につきましては、お手元の名簿のとおり、第1号委員から2人、第2号委員から8人、第3号委員から2人、第4号委員から4人、計16人の委員で、このうち再任の方は8人、新任の方も8人です。

なお、任期は、令和3年7月1日から令和5年6月30日までの2年間となります。よろしく御審議の上、御決定をお願いいたします。

(教育長)

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声)

(教育長)

それでは、質疑なしと認めます。質疑が終了しましたので、議第23号について採決をします。本案は原案のとおりで御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(教育長)

御異議なしと認めます。よって、議第23号は原案のとおり可決されました。

第9 議第24号 富士宮市立図書館協議会委員の委嘱について

(教育長)

次に、「日程第9、議第24号 富士宮市立図書館協議会委員の委嘱について」を議題とします。事務局から提案理由の説明を求めます。

(中央図書館)

それでは、中央図書館から議第24号 富士宮市立図書館協議会委員の委嘱について御説明いたします。

本案は、令和3年6月30日までの任期満了に伴う富士宮市立図書館協議会委員の改選であり、富士宮市立図書館条例第13条第2項の規定により、委員を委嘱するものです。

委員のお名前等につきましては、お手元の名簿のとおりです。第1号委員は3人、第2号委員は1人、第3号委員は4人、第4号委員は2人の合計10人で、このうち再任の方は4人、新任の方は6人です。

なお、任期は、令和3年7月1日から令和5年6月30日までの2年間です。

説明は以上です。よろしく御審議の上、御決定をお願いいたします。

(教育長)

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたらお願いします。

(「なし」の声)

(教育長)

質疑なしと認めます。質疑が終了しましたので、議第24号について採決をします。

本案は原案のとおりで御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(教育長)

御異議なしと認めます。よって、議第24号は原案のとおり可決されました。